

事前質問への回答 <その他>

	質問	回答
制度全般	アプリでの履修登録が可能とのことだが、参加者の中で紙名簿と重複してしまい、二重のポイント付与も考えられるが、協会の方でチェックしてもらえるのかどうか。	同じセミナーおよび講義IDにおいて、同じ受講者に2度目の履修登録(例:1回目をアプリ、2回目を紙名簿等)がなされるようとした場合、2回目の登録はシステムエラーとなり、初回の登録内容の上書きや二重のポイント付与といったことは発生しません。
	アプリの公開やダウンロードについても早期に会員に示してほしい。	1月以降、本会HPに新会員管理システムの情報を掲載するページを設け、順次、情報を公開していきます。
前期研修	所属長が各所属施設研修での単位認定を知らない可能性が高いが周知は十分か。	施設会員代表者に対して、実地研修の制度について周知できるよう検討します。
	実地研修の際に、施設によっては施設代表者が本制度を十分に把握していないケースが出てくるのが予想される。履修が遅れることがあった場合の対応策を示してほしい。	上記同様です。なお、実地研修がなされても、実地指導者が履修登録を行わないと修了とならないため、実地研修受講・実施マニュアル(29ページ)に記載のとおり、毎月1日、15日に履修登録促進メールを施設会員代表者に配信します。
	前期実地研修は士会が直接介入することはないとのことであったが、受け入れ施設とマッチングは具体的にどのように行われるのか。希望者が直接当該施設へ連絡し見学受け入れ担当と調整する認識でよろしいか。実地研修はeラーニングで代替することで要件は満たされるが、一人職場等の会員向けに詳細なアナウンスをお願いしたい。	見学受入施設一覧を公開しますので、見学希望者は自身のマイページから希望申請を行います。希望申請前に直接施設に問い合わせ、見学の詳細や受入可能日時などを個別に確認することはもちろん可能です。希望者からの受講申請を受理した施設側は両者間で個別に調整を行います。士会および本会が両者のマッチング作業を担うことはありません。なお、自施設に登録理学療法士が在籍していない場合「D-2」となりますが、eラーニングのみでは修了できないことをお含みおきください。
	2022年4月入職で、まだ免許が届いていない段階において行ったOJTについても実地研修に該当するという理解でよいのか。	入会初年度の会員に限り、本会入会前であっても、入会年度中は適宜研修の履修を認めます。
	自施設で独自のプログラムで実施する場合、新人理学療法士職員研修ガイドラインにあるような研修計画書や目標設定シートなどを作成し、それらを提出する義務があるか。	ご提出の必要はありません。新人理学療法士職員研修ガイドラインは指針や例を示したものであり、そのとおりに計画書やシートを作成しなくてはならないものではありません。施設の方針や状況に応じてガイドラインを参考にさせていただきながら、お進めいただく趣旨です。
	実地研修の受講・実施マニュアルを確認していると、前期研修受講者がスムーズに受講されるには、施設会員代表者の役割がとても重要に感じました。一方で、現時点で施設会員代表者となる方に新制度への理解が追いついていない印象です。今後、どのように周知させていく予定でしょうか。県士会が対応するのでしょうか。	新会員管理システムでは、施設情報の管理の仕方も変更になります。中には現在施設代表者であるけれども、新たな管理では施設会員代表者にはならない方も生じる見込みです。そのような事情もございますため、新学習制度および新会員管理システムにおいて、施設代表者を知っていただきたいことを、メール配信などで周知することを検討します。
施設代表者(登録理学療法士)が自身の所属施設の会員の履修状況(実地研修の必要性の有無や座長・講師要件をみだしているかなど)を確認することは可能か。	施設会員代表者・登録理学療法士ではありませんので、登録理学療法士有無に関わらず、施設会員代表者にはなれません。実地指導者は登録理学療法士のみです。施設会員代表者においては、実地研修対象者一覧画面より実地研修対象者と実地指導者となる登録理学療法士が確認できます。	
後期研修	症例検討会の3領域の範囲はどのように考えれば良いか。例えば癌リハの症例を内部障害として良いかなど	本会としてこの症例がこの分野に該当するかの判断はいたしませんので、主催で決定してください。
	症例検討会の情報登録項目については時間の選択のみのようですが、1名のみ30分としても登録は可能でしょうか。	1症例30分以上を推奨していますので、開催時間が30分あれば登録は可能です。
登録理学療法士更新	200のカリキュラムコードに対する研修会を県士会で実施する場合、1つの講義を動画で撮影し、複数回使用し、研修会の効率化を検討したいがeラーニングと同等の扱いとして認められるか。	1回1回別の研修会として開催するが、講義内容は同一と理解しましたが、その方法には制限はありません。ただ、全く同一の講義内容であるにも関わらず、別のカリキュラムコードを使用しない理由により、開催の度にカリキュラムコードを変えられることは、ご遠慮いただきたい存じます。なお、登録理学療法士更新のポイント取得方法は、士会主催研修会以外にもございます。幅広く研鑽を積んでいただきたいという趣旨のもと、170のカリキュラムコードを用意しておりますが、その多くを士会主催の研修会で対応できるよう開催してほしいという意図はございません。士会主催で開催することを決して制限するものではありませんが、本会としてしましては、各病院や地域で行われている多様な勉強会等を生徒学習に活かせる「士会承認」の制度を活性化させていただくことで、170のコードの中で幅広く研鑽を積めると考えています。
	各士会のみでポイント取得は難しいことが予想され、各士会を超えた研修会ではカリキュラムコードの重複は考えらる。現時点では、研修担当者や各士会担当者からカリキュラムコードが委ねられているが、各士会の担当者間である程度のカリキュラムコードの取り決めは必要だと考えられるが、意見を伺いたい。	前述のとおり、登録理学療法士更新のポイント取得方法は様々あり、そのすべてを士会主催の研修会のみでポイントを取得する必要はありません。また、士会側においても、所属する会員が必ず士会のみ主催の研修会のみでポイントが取得できるようにと、計画を立てていただく必要はございません。各士会の担当者間で、カリキュラムコードが重複しすぎることのないよう配慮しながら決めていただくことは否定しませんが、カリキュラムコードの原則は内容に最も即したものを設定いただく趣旨でありますことをご理解いただきたく存じます。
	同一日に同一講師にて、異なるカリキュラムコード(類似内容)の研修会を3つ企画した場合、入退室管理がしっかりと行えれば参加者に1.5ポイントを更新ポイントで付与することは可能か。	例えば、下記のような例において、各3つの研修会で、それぞれに入退室管理を行い、92として1.5ポイント、93として1.5ポイント、96として1.5ポイント付与することは可能です。※開催日はすべて同一(1000-1130(90分)「急性痛の疼痛について」/カリキュラムコード92(講師:理学士 太郎)1230-1400(90分)「慢性痛の疼痛について」/カリキュラムコード93(講師:同上)1430-1600(90分)「理学療法における疼痛管理について」/カリキュラムコード96(講師:同上))
	カリキュラムコードで同じカリキュラムコードは上書きできない事になっていますが、このようなシステムにした意図や目的が知りたいです。同じカリキュラムコードであれば、研修の順序を悩まずし、士会としてもカリキュラムコードを選ぶのに領域だけでなく研修時間も結構気を使って調整する必要がありますかと思う。個人的には上書きできないのはメリットよりデメリットの方が多い気がしています。	登録理学療法士自身の興味・関心だけでなく、ジェネラリストとして幅広い内容の研鑽を積んでいただくことも更新の目的としています。そのため、なるべく多様なカリキュラムコードを選択しなくてもよろしく、上書きも認めています。また、5年間50ポイントについて、加算や上書きができないという理由で、多くの会員がクリアできないポイント数ではないと考えています。また、士会承認の制度が導入されたことで、例えば、職場内や地域の仲間、取得できていないカリキュラムコードで勉強会を企画することもでき、学びの多様化にも繋がってほしいと思っています。
	後期研修の士会承認症例検討会の座長、また登録PT更新の士会承認研修会などでの講師については、現状ではポイント付与はないままで認識しておれば宜しいですか。	士会承認の症例検討会における座長、士会承認の研修会等における講師について、登録理学療法士更新ポイントおよび認定・専門理学療法士更新点数の対象ではありません。
	研修会ではない士会事業(メディカル、市民公開講座、地域事業(福祉祭等))への参加は、ポイント付与の対象になりますか?カリキュラムコードでは判断ができませんでした。なる場合、どれを選択するのでしょうか?	前期研修や後期研修、登録理学療法士更新における士会主催研修会等の開催条件に該当しない場合は、対象にはなりません。カリキュラムコードの内容ではなく、開催要件に基づきご判断ください。
	士会主催の学会に関して、各講演に関してそれぞれカリキュラムコードを設定し研修会として申請していく流れが良いか?また演題発表の時間はカリキュラムコードの設定は可能か?	士会学会の中で研修会を開催し、入退室管理を行い受講者管理を行う前提のもと、カリキュラムコードを設定して開催することは可能です。その場合、登録理学療法士更新における士会主催研修会等の実施マニュアルに示す開催要件を満たすことが前提です。要件として講師がいることが条件となりますので、演題発表は該当しないと考えられます。
	複数の領域で認定・専門を取得している会員は、登録理学療法士更新ポイント取得も増え、維持が難しいことが予想されるが、複数取得者の緩和策等は考慮されないのか。	認定・専門理学療法士の複数分野所持者について、要件緩和等はありません。現制度とは異なり、更新点数に該当する活動であれば、取得分野に関連する必要はありませんので、その点は更新要件を満たしやすくなると思います。
認定・専門理学療法士更新	所属外他施設で研修する際、その費用は研修施設に委ねる旨の記載があったと思いますが、金額については協会や県単位での統一したものの方がいいのではないかと。	臨床認定カリキュラムについて、教育機関によって開講形式、開講コマ数、講師等が異なる中で、係る経費には大きな違いがあります。認定期間の5年間を安定的かつ持続可能な運営のためには、教育機関に応じた収支バランスが不可欠であり、その中で一律受講費を同一にする制限を設けることはおりません。認定審査において、収支計画も審査の上、施設認定をしておりますことをお含みおきください。
	認定理学療法士養成施設へ登録することのメリットをステータスだけでなくポイント付与など実用的な内容としていただきたい。	臨床認定カリキュラムにおいて、認定・専門理学療法士を有する会員が講師を行った場合、更新点数の対象となります。
	認定・専門PTの更新について、100点分の研修会参加の領域は特に気にしなくてもよいのか。現行制度では例えば運動器の認定PTは有効領域にて「運動器」の記載がある研修会でなければポイントに加算されない。	新学習制度において「領域別有効認定」はありません。内容も取得分野は不問です。例えば、運動器の取得者が、点数基準に該当する呼吸に関する研修会に参加したとしても、内容は不問につき対象です。
	認定・専門PTの更新について、必須項目としてブロックまたは県士会主催の学会で発表、または県士会発行の学術雑誌への投稿を行わなければならないが、発表や投稿の内容に関しては所持領域の内容でなくてもよいのか。	取得分野は不問です。
	認定PTや専門PTの申請に使用したポイントがどの研修会や発表か?「履修状況確認」からわかるようになるのか?	履修履歴は各項目(前期研修、後期研修、登録理学療法士更新、認定理学療法士(新規)、認定理学療法士(更新)、専門理学療法士(新規)、専門理学療法士(更新))に分かれてマイページに表示されます。また、申請に使用した後については次の申請には使用できないように表示されます。